

令和8年度 第1回ホットライン運用ガイドライン検討協議会 議事要旨

1 開催概要

(1) 開催日時等

- 開催日時

令和8年6月26日（金）午前11時から午前11時50分まで

- 開催方式

ウェブ会議

(2) 出席委員等

- 委員（五十音順）

LM虎ノ門南法律事務所 弁護士 上沼 紫野

東京大学大学院法学政治学研究科 教授 穴戸 常寿

國學院大學法学部 教授 高橋 信行

立教大学法学部 教授 深町 晋也

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 松尾 剛行

子供とネットを考える会 代表 山口 あゆみ

（一社）日本インターネットプロバイダー協会行政法律部会 副部会長 山下 健一

- 事務局

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

- オブザーバー

総務省

インターネット・ホットラインセンター（IHC）

2 議事進行

(1) 開会

※ 事務局より開会を宣言した。

(2) 議事

- 事務局説明

新たに違法情報の類型として追加する「なりすまし型偽投資広告を掲載する行為」及び「送金犯罪」の依頼又は誘引行為に係る改定の背景及び内容について説明を行った。

- 自由討議

各委員からの主な意見については以下のとおり

【運用ガイドラインの改定案について】

- ・ 改定の方向性について基本的に賛同である。非常に速やかに対応していただけていることはネットユーザーとして非常に心強い。
- ・ 今回の改定に異論はない。特殊詐欺や送金犯罪等についても定義を明確にいただき、感謝申し上げたい。
- ・ 一般ユーザーへの働き掛けを行っていくということを関係各所と連携して進めていただければと思う。
- ・ IHCガイドラインと大規模SNS事業者に対する違法情報ガイドラインが同期し連動していくということは、非常に良いことだと考えている。
- ・ 特定のSNSへの勧誘が要件ではないということについては、理解した。
- ・ 基本的に賛成であり、異論はない。
- ・ 送金犯罪についてであるが、SNSにおける表現の自由を萎縮させないという観点からも、正当な取引とそうではないものについては、なるべく明確化して、削除依頼に対応していった方が良くと思うため、今回の方針に賛成している。
- ・ IHCのガイドラインの対象情報は違法情報のみではないと考える。今後は、名義は偽っていないが、著名人が推奨しているなどの内容を偽る広告についても違法情報プラスアルファとしてIHCの対応範囲に含めることを検討してもらいたい。
- ・ マネー・ローンダリングのうち、犯罪収益移転防止法に新たに規定された「送金犯罪」に限定して規制を入れているところ、ガイドライン改定後にどのような投稿（新たなマネー・ローンダリング形態）が増えるかを注視し、必要に応じて対応を検討してもらいたい。
- ・ 預貯金通帳等に関する類型に、暗号資産アカウントを含めたということや、キャッシュレス決済サービス等が対象になることも理解した。
- ・ 表現の自由の確保等の観点に配慮いただき、抑制的な基準にするものと承知しているため、現状に即しており賛成である。

(3) 閉会